

## 自律可能な都市制度の確立についての要請書

本年、6月25日、第30次地方制度調査会より「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」が安倍内閣総理大臣に提出されました。答申は、これまで中核市・特例市が地方分権の推進に果たしてきた役割を評価しつつ、両制度の統合により一層の事務の移譲を推進すべきとする方向を示しています。

全国特例市市長会は、この答申が早期に実現され、地方分権改革が着実に推進されるよう、今後の制度設計において次の事項についてご配慮いただくよう要請します。

### 1 中核市・特例市の制度の統合について

#### ① 人口規模による枠組みの見直しについて

現在の中核市・特例市が地方分権の推進に果たしてきた実績と地域の中核的な役割を果たすべき都市であることを踏まえ、人口規模のみによる画一的な基準の適用を行わないこと。

#### ② 権限の選択制について

保健所の設置を中核市移行の必須要件とするのではなく、地域の実情に応じて主体的に選択できる制度、又は複数の権限の類型から選択できる柔軟な制度とすること。

#### ③ 権限移譲に伴う支援措置について

権限の配分にあたっては、各都市が健全で自律可能な財政運営が可能となる、権限に見合った適切な税財源を措置すること。とりわけ、保健所設置については各自治体が様々な事情や課題を抱えているため、円滑に事務移譲が促進されるよう必要な財源や人材等特別な支援措置を講じていただくこと。

#### ④ 中核市・特例市との協議の場の設置について

答申では、現在の特例市が中核市に移行しない場合の特例市制度の扱いについて明示されていないため、今後慎重な検討が求められる。両制度の統合にあたっては、総務省に、当事者である両市長会との十分な調整を踏まえて実情に応じた制度設計の実現のための継続的な協議の場をお願いしたいこと。

### 2 都道府県からの事務移譲について

事務処理特例制度による都道府県からの事務移譲にあたっては、両者の対等な関係の下に適切に運用されるよう、十分な情報提供と財源措置、人材支援等について明確なルールを制度化していただくこと。

### 3 広域連携について

各都市が立地する条件により広域連携のニーズも異なる。住民生活に身近な事務で単独で実施することが困難な事務は基礎自治体間の水平連携で補完することを基本に、答申にある「定住自立圏」や「地方中枢拠点都市」を含む柔軟な連携の仕組みの実現に向けて、財政措置等の支援措置を具体化していただくこと。

平成25年8月1日

全国特例市市長会会長 竹内 功